

壊憲NO！ 96条改悪と立憲主義

はじめに

壊憲を狙う自民党安倍政権は、「憲法96条」を先行して改正しようとしています。私たち国民は不意をつかれて、「えっ、96条って何が書いてあるの？」と戸惑ってしまいます。

憲法96条には次のように書いてあります。

「第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認

には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」

このように96条には、憲法を改正するための手続きが書いてあります。安倍首相は、このルールの「三分の二以上の賛成」を「過半数の賛成」に変えようとしているのです。自民党の念願である9条の改憲は、各党間の理念やイデオロギーもあり両院3分の2による発議は容易ではありません。しかし、96条は手続き論ですから合意を取りやすいし、国民投票においても「ルールを変えるんだって」とたいしたことないんだと国民も騙され

やすいのです。一度ルールを過半数に変えてしまえば、その時々政権党によっていつでも改憲発議ができることになります。

では、96条改正問題は単なる手続き問題なのでしょうか。いいえ、実は大変大きな問題なのです。近代憲法は権力によっても侵すことのできない人権保障と、権力に歯止めをかける権力分立の定めがあります。つまり、国家権力から国民の権利・自由を保障するために、国家権力が守るべきことを定め、国家権力に歯止めをかけるものなのです。（このことを立憲主義と言いますが後程お話しします）

◆みんなの学習講座

日本国憲法はその流れに沿って「国民主権、基本的人権、平和主義」を掲げ、世界中に誇れる憲法となっています。その憲法によって縛られる権力者が、改正要件を緩和しようと言い出すことはおかしくありませんか。

なぜ96条改正論は間違いないのか

6月18日、「壊憲NO！96条改悪反対1000人集会」が東京で開かれました。

この集会で憲法学者の奥平康弘氏が講演しました。この講演の中で奥平氏は、演じました。この講演の中で奥平氏は、
①近代の憲法は変えてはならない規定を持つている。
②憲法とは国家という権力組織を縛り、国民の自由と権利を保障する特別な法規として国家にかぶしているものだという風に理解すれば、おのずから憲法というものはそう簡単には変えられないということになる。
③96条だけは、それが改正されることによって全1

03条の条文のすべてに関係してくるんだと、あらゆる規定に対してかかってくるんだと、特別の意味を持った規定である。④それを変えるということは、しかも中身を言わずに先行してこれを変えましょうねという提案は、裏口入学だということである。このように述べて、安倍

内閣の96条改正案を批判しました。

安倍首相は「96条によれば、6割、7割の人が憲法を改正すべきだと思っっているのに、たった3分の1ちよつとだけの数で6割、7割の人たちの憲法を改正すべきだと思見を見捨ててしまう」といふことはどう考えたっておかしいですよね。」と平然と言っています。彼には近代憲法というものが全く分かっていません。日本のみならず世界の憲法の基礎になっている近代立憲主義には、国会が通常の法律を作る手軽さで憲法を改正するのは好ましくない、という考え方が流れています。

外国の憲法の改正手続きはどのように

なっているでしょうか。アメリカは上下両院の3分の2以上の賛成、全米50州の州議会の4分の3の賛成が必要となります。ドイツは、両院の3分の2以上の賛成が必要ですが、国民投票はありません。フランスでは、上下両院の過半数の賛成で発議し、両院合同会議で5分の3以上の賛成、または国民投票の過半数の賛成。イギリスには憲法という法典がなく、イギリスの憲法は、議会制定法、判例法、憲法習律の寄せ集めからなりたっています。よって、一般の法律と同じ条件で改正できる(軟性憲法)と言えます。ほかに国民投票制を採用するルーマニア、フィリピン、韓国(二院制の場合は、ルーマニア、韓国は議会の3分の2議決、フィリピンは4分の3議決です)。

なぜ自民党は

96条先行改正を狙ったのか

自民党はなぜ96条改正から手を付け



「壊憲NO! 96条改悪反対1000人集会」(2013年6月18日・豊島公会堂)で会場を埋め尽くした参加者。

ようとしたのでしょうか。自民党は結党以来「自主憲法制定」を党是としてきました。今まで憲法改正に何回か手を付けてきましたが、日本社会党はじめ憲法改悪に反対する野党の存在は3分の1を超えているため彼らの野望は実現できませんでした。

2009年に野党になった自民党は、再生を目指して党綱領を作りますがそこには「日本らしい日本の保守主義の党」というスローガンを掲げました。そして改憲を政策の目玉として位置づけたのです。自民党が96条の先行改正に手を付けたのは、彼らが現実的な政治課題として改憲を一步前へ進めようと真剣に考え始めたことを意味します。これは非常に危険な情勢であります。

前述の奥平氏は、96条先行論について近代立憲主義に反すると批判しつつ、次のような心配もしています。「これが存外、96条先行論というのが戦術的に見て賢明な策であったと、中身は別に96条はおかしい規定だと持つていく考え方に存外国民は乗ってくるんじゃないかと、そういうことを心配いたしておられます。96条は形式的手続き的なものであるから、中身を変えたりすれば難しいが、中身というのは9条などですが、96条は単なる手続きであるというのに乗ってきちゃうんじゃないか、そういう

心配を持つておりました。」こう述べながら「ところがこのひと月ほど、憲法を変えるということはどういうことかというのを問題点として浮かび上がってきました。」96条は何のためにあるんだということを考えるきっかけを与えてくれた。その勢いはじわじわと展開しておりまして、自分の都合のいいようにルールを変えるのはおかしいよと考えるようになってきました」と、96条改正反対の勢力が徐々に力をつけている、力をつけなければいけない、といっています。

私たちはこの機会に、国民の中で立憲主義とはなんなのかを知る絶好の機会としてとらえ、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

憲法を

守らなければならないのは誰？

最近憲法議論の中で「立憲主義」という言葉をよく聞きますね。立憲主義は、

◆みんなの学習講座



右は「自然権」の思想を唱えたジョン・ロック
左は『社会契約論』を著わしたジャン・ジャック・ルソー



「国民の権利・自由を保障すること」を第一の目的として、権力者を拘束する原理です。

「人間は生まれながらに自由にして平等である」という自然権の思想を唱えたのはジョン・ロック、ジャン・ジャック・ルソーなど西洋の思想家です。

自然権の思想は天賦人権説とも呼ばれています。

近代立憲主義はこの西洋から生まれた思想と、その思想のもとに起こった革命に起源があります。アメリカ独立宣言は「生命、自由、幸福の追求」をあげ、これらの権利を確保するために、人類のあいだに政府がつけられ、「その正当な権力は被支配者の同意に基づかなければならない」と、基本的人権と憲法が国家権力を縛るものであることが示されています。

フランス革命によってつくられたのが、「人権宣言」です。「人間は自由かつ権利において平等なものである」として生まれ、「あらゆる政治的結合の目的は、人間の自然で時効により消滅することのない権利の保全である」として基本的人権と国家権力を縛るといって宣言されています。そして、この考え方は現在の先進国に共通する価値観となっています。

国民の多数によって政治を進めることを「民主主義」といいます。しかし、その時々多数派は過ちを犯す危険性があります。ドイツのナチスがそうでした。

そして、日本でも国民の多数が熱狂的に戦争を支持した時代がありました。歴史を振り返ると、国民の多数派が過ちを犯すことはよくあることなのです。

そこで、あらかじめ多数派に歯止めをかけるために、憲法に書き込むことになりました。それが「人権」であり「平和」です。多数決の民主主義に対して、それに歯止めをかけ「国民の多数意見による権力であっても、歯止めをかけなければならぬことがある」という考え方が「立憲主義」です。

このように、近代憲法は、「個人の尊厳が国家の基本的な価値である」ことが中心で、それを実現するために立憲主義が採用されているといってもいいでしょう。よって、憲法には必ず人権保障と、国家の権力を分ける権力分立(三権分立)の定めが必要になります。

現在の日本国憲法には、こういう基本的人権の保障、そのために国家権力を縛るべきという近代立憲主義の考え方によって誕生しました。自民党改憲草案は

「個人の人權」の上に「公」をおき、天皇を元首とする戦争のできる国をめざす憲法となっています。自民党改憲草案が近代立憲主義の放棄である、といわれるのはこのためです。

ナチスの手口に学んだらどいつかね

「解釈改憲、立法改憲の危険」

今、安倍政権が進めている憲法改正は三つの方向から進めています。

一つは96条の先行改正から始めようとする明文改憲、それと解釈改憲、立法改憲です。解釈改憲は、集団的自衛権の行使が議論になっていますが、それ以外にも生存権、勤労の権利などの個人の権利がおろそかになっています。

つまり、自民党改憲草案が通ってもおかしくない状況が職場や生活の中につくられているのではないのでしょうか。そうすると、改憲反対と言っても今現在そうなっているから仕方ないとアキラメが国民の中に支配

的になるのではないのでしょうか。解釈改憲を許さないためには、現憲法が生活に職場に生かされることが必要です。

また、立法改憲とは、「国家安全保障基本法」「秘密保全法」のように法律で憲法を変えてしまおうというものです。この二つの法律は知る権利を完全に失わせて国民を監視して戦争に同意させてゆく恐ろしい法律です。秘密保全法案は秋の臨時国会に提出されますが、処罰は最長懲役10年とする方針も固められました。これらの法案には国民の知る権利や取材の自由、プライバシーの保護に抵触しかねない懸念があります。

折しも麻生太郎副総理がヒトラーを引き合いに出して発言しひんしゆくを買っています。考え方の流れは一つだといえます。問題になった発言は、「静かにやろうや」と。憲法は、ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていったんですよ。だれも気づかないで変わって。あの手口学んだらどいつかね」というものです。

独裁者として知られるヒトラーですが、もともとはヒトラーの率いるナチスが総選挙で第1党になって首相に就任したので、すからヒトラーは民主的なワイマール憲法のもとで選ばれた首相といえます。ところが1933年、ヒトラーは、政府に独裁権を与える「全権委任法」という法律を議会で通過させて、ほかの政党を解散させ、ナチスの独裁が始まりました。その後、言論・出版の自由を無視し、労働組合を禁止し教育を支配することになりました。この時、ワイマール憲法が改正されたわけではありませんでしたが、実質的には憲法は機能していなかったといえます。

麻生大臣の発言は、彼のドイツの「負の歴史」に関する無理解という問題にとどまらず、安倍政権の憲法改正を進めていく姿勢の危うさをはしくも露呈したともいえます。憲法に無関心だったり、個人の権利意識が後退している今日の日本において危機感を感じざるを得ません。

「ちゃんと知らなきゃ 大変だ!!!」
というマンガがネット上で人気を集めてい

